

市・県民税 税の申告

申告は必ず、
正しく、忘れずに

税務課
☎202122

申告期間：2月15日(金)～3月15日(金)

■申告が必要な方

●平成31年1月1日現在、足利市に住んでいた方
※申告が必要な方や市から2月上旬に送付する案内はがきが届いた方は、日程表のとおり申告をしてください。

■申告が必要ない方

- 所得が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
- 確定申告をした方
- 所得がなく、市内に住む方の扶養親族になっている方
- 収入が公的年金のみで所得控除の必要がない方

▶所得がなくとも申告が必要な方 ←

- 市内に住む方の扶養親族になっていない方

保険税の軽減判定などのために必要!

▶公的年金のみの収入でも申告が必要な方 ←

- 医療費控除などを申告する方
- 源泉徴収票に記載のない扶養控除や障害者控除を申告する方など

各種控除を申告する方は必要!

■今回の改正点 配偶者控除および配偶者特別控除の改正

今回から配偶者控除および配偶者特別控除に納税者本人(控除を受ける人)の所得制限が設けられました。

また、配偶者特別控除の対象となる範囲が拡充されました。

本紙12月号7ページおよび市ホームページで詳しくお知らせしています。

所得税も同様に改正されています

詳しくは国税庁ホームページ『タックスアンサー』をご覧ください。

所得税に関する問い合わせは
足利税務署・☎413151

市・県民税の申告受付日程表

期日	会場	
2月	15日(金)	筑波公民館
	18日(月)	久野公民館
		梁田公民館
	19日(火)	御厨公民館
	20日(水)	富田公民館
	21日(木)	毛野公民館
	25日(月)	名草公民館
		矢場川公民館
	26日(火)	北郷公民館
27日(水)	山辺公民館	
		28日(木)
3月	1日(金)	三重公民館
	4日(月)	小俣公民館
	5日(火)	山前公民館
	7日(木)	葉鹿公民館
8日(金)	三和公民館	
3月11日(月)～15日(金)	市役所 (本庁舎1階) (市民ホール)	
受付時間 午前9時30分～11時30分 午後1時～3時30分 ※市役所市民ホールは午前9時から。 ※期間中は、指定の会場以外での受付は不可。		



※郵送で申告する方は、税務署、市税務課、各公民館に確定申告書、市・県民税申告書、医療費控除の明細書がありますのでご利用ください。

■申告に必要なもの

- 申告案内はがき(届いた方)
- 印鑑
- 個人番号カードなど
- 平成30年中の所得がわかるもの(源泉徴収票など)
- 国民年金保険料の領収証書(控除証明書)、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収証書
- 生命保険料、地震保険料、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険料の控除証明書

▶医療費控除を受けるとき⇒

- 医療費控除の明細書、医療保険者が発行する医療費通知または医療費の領収書、保険などで補てんされた金額がわかるもの

▶配偶者控除や扶養控除などを受けるとき⇒

- 配偶者や扶養親族のマイナンバーがわかるもの

▶障害者控除を受けるとき⇒

- 障害者手帳または障害者控除対象者認定書など

■障害者控除対象者認定書の交付

この件の問い合わせは 元気高齢課・☎②139

障害者手帳をお持ちでない、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、一定の要件を満たす方に認定書を交付します。この認定書を、所得税や市・県民税の申告をする際に提示すると、障害者控除を受けることができます。

控除の種別・対象

- ▷特別障害者控除＝知的障がい者(重度)、身体障がい者(1・2級)に準ずる方
- ▷障害者控除＝知的障がい者(中度・軽度)、身体障がい者(3～6級)に準ずる方

申請 申請書を元気高齢課(本庁舎1階18番窓口)
※申請書は同課または市ホームページから入手
できます。

※申請後、審査があります。

■確定申告もお忘れなく

足利税務署・☎④13151

申告には国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』が便利です。



個人の申告には マイナンバーの記載が必要です



マイナンバーを記載した申告書を提出する際は、申告者の本人確認書類として次の書類の提示または写しの添付が必要です。

▶個人番号カードをお持ちの方

- 個人番号カード(写しの場合は表と裏の両面)

▶個人番号カードを持っていない方

- 番号確認書類

- 通知カード または
 - マイナンバーが記載された住民票の写し
- + (プラス)

- 身元確認書類

- 運転免許証 ● 公的医療保険の被保険者証
- パスポート ● 年金手帳 ● 在留カード
- 身体障害者手帳 …などのいずれか1つ

■よくある質問

Q 家族の扶養に入っている、パート、アルバイトの収入がある場合、申告は必要？

A 収入があれば申告が必要です。ただし、給与支払者から給与支払報告書が提出されていて、他に申告すべき所得や控除がなければ、申告する必要はありません。なお、『税法上の扶養』に入るのは前年中の合計所得金額が38万円以下(例：給与収入金額103万円の時、給与所得は38万円)の方です。

Q 医療費をどれくらい支払うと、医療費控除が受けられるの？

A 前年に支払った医療費から、保険金などで補てんされた金額を引いた額が10万円以上(総所得金額等が200万円以下の方は、総所得金額等の5%以上)の場合です。なお、扶養控除や社会保険料控除などの合計が総所得金額等を超えていれば、医療費控除をしても、税額は変わりません。